

学校法人 島津学園 評議員報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人島津学園（以下「この法人」という。）の評議員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員の報酬等とは、報酬その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この評議員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (2) 費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、別表第1に定める報酬を支給するものとする。

(学園教職員の評議員報酬等)

第4条 第3条の規定にかかわらず、この法人の教職員である評議員については、無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員に対する報酬は、評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第6条 評議員には、別表第2に定める額に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50

銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事長の決済を経て行うものとする。

附則

この規程は、2020 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会等会議への出席	30,000 円
上記の他、法人業務のための勤務	30,000 円

別表第 2（評議員の旅費）

	近畿圏の評議員	近畿圏以外の評議員
評議員会等会議への出席	5,000 円	実費支給
上記の他、法人業務のための勤務	実費支給	実費支給

注) 別表第 1 および別表第 2 の報酬、旅費は実費支給の場合を除き、源泉控除後の手取り額とする。